

事例番号:340371

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第四部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 40 週 4 日

5:30 前期破水のため搬送元分娩機関へ入院

4) 分娩経過

妊娠 40 週 4 日

6:30 陣痛開始

10:00- 前期破水のためシノプロスト錠による陣痛促進開始

16:00 頃- 胎児心拍数陣痛図で散発的に変動一過性徐脈、軽度遷延一過性徐脈を認める

妊娠 40 週 5 日

10:20- 破水から約 30 時間経過しオキシシ注射液による陣痛促進開始

13:40 頃- 胎児心拍数陣痛図で頻回に変動一過性徐脈、遷延一過性徐脈を認める

14:07- 胎児心拍数陣痛図で高度遷延一過性徐脈を認める

14:28 頃- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動消失を伴った胎児心拍数基線 60-70 拍/分台の徐脈を認める

14:50 胎児機能不全、胎児不整脈を疑い当該分娩機関に母体搬送され入院

15:00 胎児徐脈持続、胎児機能不全の診断で帝王切開により児娩出、
子宮切開と同時に凝血塊の排出あり

胎児付属物 臍帯巻絡頸部 2 回あり

5) 新生児期の経過

- (1) 在胎週数:40 週 5 日
- (2) 出生時体重:2900g 台
- (3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.22、BE -13.5mmol/L
- (4) アプガースコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 3 点
- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)、気管挿管
- (6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死

- (7) 頭部画像所見:

生後 11 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に信号異常を認め、低酸素性虚血性
脳症の所見を認める

6) 診療体制等に関する情報

<搬送元分娩機関>

- (1) 施設区分:診療所
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師:産科医 4 名
看護スタッフ:助産師 7 名

<当該分娩機関>

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師:産科医 2 名、小児科医 3 名、麻酔科医 2 名
看護スタッフ:助産師 4 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩経過中に生じた胎児低酸素・酸血症により低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考えられる。
- (2) 胎児低酸素・酸血症の原因を解明することは困難であるが、臍帯血流障害

または常位胎盤早期剥離の可能性を否定できない。

- (3) 胎児は、妊娠 40 週 5 日 14 時 07 分頃から低酸素の状態となり、その状態が出生までの間に進行し、低酸素・酸血症に至ったと考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価 (2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 搬送元分娩機関

- ア. 妊娠 40 週 4 日の前期破水に対して子宮収縮薬(ジノプロストン錠)を投与したこと、および妊娠 40 週 5 日破水から約 30 時間経過し子宮収縮薬(オキシシリン注射液)を投与したことは、いずれも一般的である。
- イ. 子宮収縮薬(ジノプロストン錠、オキシシリン注射液)投与時に文書による同意を取得したことは一般的である。
- ウ. 子宮収縮薬(ジノプロストン錠)内服中の投与方法は一般的である。
- エ. 妊娠 40 週 4 日 10 時から子宮収縮薬(ジノプロストン錠)内服中の分娩監視方法(トップラ法での胎児心拍数聴取、4 錠目内服直前から分娩監視装置装着)は基準を満たしていない。
- オ. 子宮収縮薬(オキシシリン注射液)使用中に分娩監視装置による連続監視を行ったことは一般的である。
- カ. 子宮収縮薬(オキシシリン注射液)の投与方法(開始時投与量、増量法、13 時 50 分に胎児心拍数 70 拍/分台まで低下を認めため減量したこと、14 時 8 分に胎児心拍数 70-80 拍/分台まで低下を認め投与を中止したこと)は一般的である。
- キ. 胎児心拍数陣痛図で遷延一過性徐脈および結滞を認め胎児機能不全、胎児不整脈を疑い母体搬送としたことは選択肢のひとつである。

(2) 当該分娩機関

- ア. 胎児徐脈の持続を認め胎児機能不全の診断で帝王切開を決定したことおよび当該分娩機関に到着し 10 分後に児を娩出したことは、いずれも適確である。

イ. 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

ウ. 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管)は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

子宮収縮薬(ジプロストン錠)内服中の分娩監視方法は、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2020」に則して行うことが望まれる。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

急速遂娩の緊急度に即して母体搬送か自院分娩かを選択できる管理体制を整備しておくことが望まれる。

【解説】本事例では母体搬送としているが、緊急度の高い場合には直ちに自院で帝王切開可能な体制を作っておくことが望まれる。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。